

令和3年度  
印旛沼二期農業水利事業  
北調低地排水路下流整備工事

特別仕様書  
(第1回変更)

関東農政局印旛沼二期農業水利事業所

## 第1章 総則

変更なきにつき省略

## 第2章 工事内容

変更なきにつき省略

## 第3章 施工条件

変更なきにつき省略

## 第4章 現場条件

1. ～3. 変更なきにつき省略

### 4. 第三者に対する措置

#### (1) 騒音、振動対策

- 1) 騒音、振動等の対策については十分配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。
- 2) 地域住民からの苦情があった場合には、内容をよく聞き取り、速やかに報告するとともに、対策等について監督職員と協議を行うものとする。
- 3) 騒音・振動基準は印西市環境保全条例施行規則に準拠するものとし、敷地境界地点において、振動基準値を75dB未満とする。

なお、これを超える場合もしくは近隣施設等に影響を与える恐れがある場合は、作業を中止し監督職員と協議するものとする。

#### (2) 保安対策

- 1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習又は、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。
- 2) 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所管警察署の打合せの結果又は、条件変更に伴い員数の増減等が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員	延べ人数	編成	昼夜別	交替要員の有無
物木機場場内施工時	1名/箇所/日	45名	1名	昼間	無
仮廻し道路設置時	2名/箇所/日	100名	2名	昼間	無
現場搬入路大型車両通行時	2名/箇所/日	240名	2名	昼間	無

#### (3) 交通対策

本工事については、一般車両、周辺住民の通行等に支障のないよう、十分な安全対策を講じるものとする。

- 1) 市道等の通行に当たって、路面及び構造物に損傷を与えた場合は、その対策について監督職員と協議するものとする。

2) 仮廻し道路を設置する印西市道 3012 号線については、看板等を設置し十分な安全対策を行うものとする。なお、詳細な設置位置については監督職員の承認を得るものとする。

(4) 安全対策

夜間及び休業日は物木機場敷地及び印旛沼内ヤードに侵入できないよう対策を行うこと。

5. 関係機関との調整

変更なきにつき省略

第 5 章 指定仮設

変更なきにつき省略

第 6 章 工事用地等

変更なきにつき省略

第 7 章 工事用電力

変更なきにつき省略

第 8 章 工事用材料

変更なきにつき省略

第 9 章 施 工

変更なきにつき省略

第 10 章 施工管理

変更なきにつき省略

第 11 章 条件変更の補足説明

変更なきにつき省略

第 12 章 設計変更等の業務

変更なきにつき省略

第 13 章 情報化施工技術の活用について

変更なきにつき省略

第 14 章 その他

変更なきにつき省略

第 15 章 定めなき事項

変更なきにつき省略